

議案第 34 号

岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日をもって岡山県市町村総合事務組合から竹川組合が脱退することを承認するとともに、岡山県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の変更を協議するに当たり、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

岡山県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岡山県市町村総合事務組合規約（平成 17 年岡山県指令市第 1 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中 「竹川組合
大正池水利組合」 を「大正池水利組合」に改める。

別表第 2 第 3 条第 2 号及び第 3 号に関する事務の項中「，竹川組合」を削る。

附 則

この規約は、岡山県知事の許可のあった日から施行し、変更後の岡山県市町村総合事務組合規約の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。